

第117回米子市農業委員会農地部会議事録 (概要)

招集年月日 平成26年12月4日(木)

招集場所 米子市役所旧庁舎 第601会議室

開 会 午後1時30分

出席委員
1番 小林 秀美委員 2番 山中 春夫委員 3番 三島 通政委員 4番 赤木 勇夫委員
5番 井田 律子委員 6番 中本 公平委員 7番 吉澤 一誠委員 8番 安田 浩委員
9番 足立 寛隆委員 10番 遠藤 泰三委員 11番 池口 稔委員 12番 松林 貢委員
13番 安田 浩史委員 14番 高橋 敦美委員 15番 森中 喜輝委員 16番 矢倉 篤實委員
17番 大太 年廣委員(部会長)

欠席委員 なし

事務局 田村事務局長 大許事務局長補佐 山本主任 長谷川主任

日 程

- 1 農地法各条申請地現地調査
- 2 部会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議事

(1) 農地法各条申請審議等

- ア 第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
- イ 第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
- ウ 第32号 農地転用事業計画変更申請に対する意見具申について
- エ 第33号 米子市農用地利用集積計画の決定について
- オ 第34号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
- (4) 農地転用現況確認書の交付について
- (5) 県農業会議会議員の事務報告
- (6) その他

開 会 午後1時30分

(農地法各条申請地現地調査)

議長 (大太委員)

では、全員揃いましたので第117回農地部会を開催いたします。部会長の挨拶でございますが、審議に入ります前に配布物にもありますが、建議を先月の27日に市役所の副市長にお渡ししました。議論も熱中して時間もかなりオーバーしましたが、あとは目に見えるような回答待ちということを期待して、約束しておりますのでご報告しておきます。

そうしますと最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (大太委員)

それでは、議席番号9番の足立寛隆委員と、議席番号10番の遠藤泰三委員にお願いしたいと思います。また、本日の欠席はございません。会長は全国農業委員会会長代表者集会在東京であり、参加されているので欠席です。

それでは審議に入ります。初めに 3ページの議案第30号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可

したいので議決を求めます。

4 ページ、番号 37 の淀江町福岡について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号 37 の淀江町福岡について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲渡人が高齢のため、譲受人である息子夫婦が持分 1/2 ずつ、贈与により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は 67 a となります。

別紙 3 条申請理由のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいいたします。

議長（大太委員）

地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

4 番（赤木委員）

譲渡人が高齢のため、譲受人である息子夫婦が、持分 1/2 ずつ贈与により農地 5874 m²を取得しようとするものです。

許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしくお願いたします。

議長（大太委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。ないようですので、そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号 38 の淀江町福岡について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号 38 の淀江町福岡について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲渡人から農地を借り、耕作していた農地を、譲受人が規模拡大のため売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は、67 a となります。

別紙 3 条申請理由のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします

議長（大太委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

4番（赤木委員）

番号38を説明します。譲受人が、小作によって耕作していた農地を規模拡大のため売買で農地 776 m²を取得しようとするものです。許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

なお、昔から賃貸借で貸し借りをしておりまして、この度、売買によって取得しようとするものです。以上です。

議長（大太委員）

事務局説明と地元委員さんからの報告がございました。ご意見、ご質問等がございますか。

ないようですので、そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、5ページの議案第31号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

6ページ、番号37の上福原について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

7番（吉澤委員）

37番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。場所は現地調査の3番目に行きましたところで、上福原の三角形の田で面積は2,234 m²です。

申請人は二つの法人で、売電収入を見込んで、申請地に太陽光発電施設の建設を計画したものです。土地はそれぞれが1/2ずつ所有する予定で、事業資金も半分ずつ出し合つてしようとするものです。この場所は水道管、下水管、ガス管が埋設されている道路の沿道の区域で、500メートル以内に病院、学校等ありますので第3種農地に該当すると思われまます。

実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。進める中で隣接耕作者、一軒の方からの完全な形での同意は、現実には得られておりません。それは、ああいうものが出来ると日当たりが悪くなる、風通しが悪くなるというようなことで、同意があ

りません。ただまあ、話をする中で、図面を付けてもらっていますが、フェンスから3m、近いところで3m、勾配がありますので、離れたところで4m離して、出来る限りの配慮をしたということになっております。建物等が建ったということを思えば、影響もずいぶん少ないのかなと思います。

また太陽光発電施設は建築物には当たらないため、開発許可はいらぬことを確認しています。

転用については、3種農地で許可相当ではないかと思われますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（大太委員）

ただいま番号37について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと、採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号38の大篠津町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

13番（安田浩史委員）

38番の議案について説明します。本日の現地調査で、一番最初に行ったところでした。

申請者は議案のとおりです。申請地は大篠津町の畑で、面積は251㎡です。申請人は家族3人で市内のアパートで生活していますが、こどもも大きくなってきて部屋が手狭になってきたため、申請地に住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満の農地であり、第2種農地に該当すると思われます。

また、市街化調整区域の建築許可については、都市計画法第34条11号に該当する見込みがあることを確認しています。

転用について問題はないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（大太委員）

ただいま番号38について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

ないようですので採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号39の河崎について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

2番（山中委員）

39番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は現地調査の2番目に行きましたところで、河崎の細長い田畑で面積は652㎡です。

申請人は、土地の所有者である父が高齢になり、耕作管理が難しくなってきたこともあって、申請地に太陽光発電施設の建設を計画したものです。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意もあります。

300メートル以内にJR河崎口駅がある農地であり、第3種農地に該当すると思われます。また太陽光発電施設は建築物には当たらないため、開発許可はいらぬことを確認しています。

転用について問題はないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（大太委員）

地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

ないようですので、そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。続きまして、番号40の別所について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

10番（遠藤委員）

40番の議案について説明します。

申請地は、現地調査の、一番最後に行きましたところで、別所の田で面積は460㎡です。申請者は議案のとおりです。

息子に贈与をして、転用するものでございます。撰果場の前の県道が拡幅により、撰果場の駐車場がなくなり、別所共同選果場の来客用及び事業用の駐車場として貸し出すために、申請地を駐車場に整備することを計画したものです。

実行組合の排水同意もあります。ほかの農地区分に該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますのでよろしくお願いします。

また、建築物を建築しないため、開発許可はいらぬ事を確認しています。

議長（大太委員）

ただいま地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

ないようですので、採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号41の淀江町淀江について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

11番（池口委員）

41番の議案について説明します。

申請者は、議案のとおりで、淀江町淀江の畑で面積は506㎡です。

申請人は淀江漁協近くの自宅に住んでいますが、塩害や家屋の老朽化もあり、また敷地が狭く、車の駐車にも困っていたため、申請地に住宅の建設を計画したものです。実行組合の排水同意もあります。

水道管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2箇所の公共的施設、医療施設がある農地であり、第3種農地に該当すると思われま

す。また、淀江町は非線引き都市計画区域であるため、面積的に開発許可がいら

ないことを確認しています。転用について問題はないと思われま

す。なお、この家には91歳のおじいさんがおられます。この申請者は、親を、施設に入れず、家で面倒を見るといっておられます。

議長（大太委員）

地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

ないようですので、そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨の意見を付すことといたします

次に、8ページ、議案第32号をお願いいたします。

農地転用事業計画変更申請に対する意見具申について、下記申請について、「農地法関係事務処理要領」（平成21年12月11日付け21経営第4608号農林水産省経営局長通知及び21農振第1599号農林水産省農村振興局長

通知)の第4の7の(3)のオの(イ)の規定により、意見を具申したいので審議を求めます。

それでは農地転用事業計画変更申請について地元委員さん説明をお願いします。

事務局(長谷川主任)

すいません。地元委員さんにご説明いただく前に、農地転用事業計画変更申請という手続きについて説明させていただきます。これにつきましては、過去に農地転用の許可を受けた案件につきまして、転用の事業者が許可申請の内容に記載していた事業計画の一部変更を希望した場合、許認可の権者は事業計画変更の申請を行わせ、次の事項に該当する時はこれを承認出来ると定められています。その内容としましては、事業計画変更後の転用事業がその変更後の計画に従って実施されることが確実であると認められること、また変更後の転用事業により周辺地域における農業等に及ぼす影響が、変更前による影響に比べて同じ程度かそれ以下であれば認められること。もう一点、変更後の転用事業が、農地転用の許可基準により、許可相当であると認められること、この3点に合致すれば、許認可権者は許可をすることが出来ると定められています。その点に基づいて、ご審議を頂きたいと思いますのでお願いしたいと思います。

議長(大太委員)

地元委員さん説明をお願いします。

7番(吉澤委員)

本件について説明いたします。これは現在、建物の取壊しが続いております。本件は、平成25年4月2日付で、米子医療センターの建て替え工事の際の車両及び資材置場として一時転用の許可を受けた案件です。

今回、当初の転用期間が平成25年5月から平成26年12月末までというところを、建て替え工事の工期が延長したため、それに合わせて平成27年4月末まで、4ヶ月ほど延長させて頂きたいとのことで、事業計画変更の申請が出ております。進捗状況につきまして、新しい病棟の建設は完了しております。あとは、古い病棟を取り壊して、駐車場に整備するため工事が必要であり、そのために工期を延長したいというものです。排水については実行組合から改めて許可を取っております。

車両置場と資材置場として、引き続き利用するということであり、周辺農業への影響も現状と同程度ではないかと思っております。

また、申請地は第1種農地ですが、建替え工事の工期の延長に伴い、必要となる最小限の期間だけ一時転用を延長したいというものであり、問題ないと思いますのでご審議、よろしくお願いたします。

15番（森中委員）

よろしいですか。期間延長については問題ないと思いますが、終わった後は、やはり田んぼに戻るのでしょうか。

7番（吉澤委員）

一時転用ですので、そうです。その辺は事務局のほうできちんとされると思います。

15番（森中委員）

この場所は第3種農地ですか。1種ですか。

事務局（田村事務局長）

広がりがありますので、1種になります。下にシート敷いて一時転用してもらいますので、また、元に返してもらうということです。状況を見てもらったらいいと思います。

議長（大太委員）

もう他にはご質問等がございませんか。

ないようですので、採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、10ページ、議案第33号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。今月は利用権設定が45件、所有権移転が1件ございます。

それでは、利用権設定各筆明細について、13ページ番号1-1から、24ページ、番号1-41までを一括して審議いたします。

そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

利用権設定各筆明細について説明いたします。

今月は、田に関するものが、96筆 120,381㎡、畑に関するものが、44筆 41,764㎡、ございます。

番号1-1から番号1-3までは、再設定でございます。

番号 1-4 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、98 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1-5 から番号 1-10 までは、再設定でございます。

番号 1-11 からは、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、607 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1-12 は、再設定でございます。

番号 11-13 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、607 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1-14 から番号 1-15 までは、再設定でございます。

番号 1-16 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、385 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1-17 から番号 1-18 までは、再設定でございます。

番号 1-19 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、164 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1-20 は、貸人の兼業による経営縮小での設定となっており、借人の設定後の経営面積は、238 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1-21 は、再設定でございます。

番号 1-22 は、貸人の兼業による経営縮小での設定となっており、借人の設定後の経営面積は、507 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1-23 から番号 1-24 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、50 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1-25 から番号 1-26 までは、再設定でございます。

番号 1-27 は、経営移譲年金受給のための設定となっており、世帯内の貸借りです。経営面積は、130 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1-28 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、68 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1-29 は、再設定でございます。

番号 1-30 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、107 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1-31 は、再設定でございます。

番号 1-32 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、291 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1-33 は、経営移譲年金受給のための設定となっており、世帯内の貸借りです。経営面積は、131 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1-34 から番号 1-41 までは、再設定でございます。

議長（大太委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そうしますと採決をしたいと思えます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定といたします。

続きまして、利用権設定各筆明細について、26 ページ番号 1-1 から、番号 1-4 までを一括して審議いたします。

そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

番号 1-1 から番号 1-4 は、鳥取県農業農村担い手育成機構が、農地中間管理事業により、農地を貸付けることを目的に農地の中間管理権を取得するものです。

議長（大太委員）

ただ今、事務局からの説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思っております。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定いたします。

次に 29 ページ、所有権移転各筆明細について審議をいたします。

番号 1-1 について事務局から説明してください。

事務局（大許事務局長補佐）

29 ページ、番号 1-1 ですが、農業生産法人の申請者が規模拡大のため取得するものです。991.75 m²を農業用作業場、819.25 m²を農地として利用するものです。農業用作業場建設地 991.75 m²につきましては、許可後、作業場を建築し、分筆をおこない、地目変更を行います。

利用権設定において、農業用施設用地としての利用権設定については、初めてですので説明をします。利用権設定でも、転用、農業用施設を作るために取得、借りたり、取得したりして、農業用施設にすることが出来ます。これは、農地転用の許可不要となります。農業施設用地としての利用権設定に当たっては、その開発事業の確実性並びに農地転用の許可制度並びに農用地区域の開発行為の許可制度との整合性を確保する必要がありますので、その利用権の設定を受けようとする者から開発事業計画の提出を求めます。

そして、農用地利用集積計画の進めるに当たって、次の①から③の要件を満たすことが必要です。

- ① 開発事業の実施が確実と認められること。これについては平成 26 年度弓浜農業未来づくりプロジェクト事業、単県事業ですが、これに認定されており、今年度中に実施することになっています。
- ② 農地転用を伴う場合には、農地法に基づく農地転用の許可基準許可しうるものであると認められること。農地法の許可は不要ですが、開発事業計画書につきまして、農地法の転用許可申請と同等の添付書類が農林課に提出されており、関係各課で協議がされております。
- ③ 農用地区域内の開発行為を伴う場合には、農振法に基づく開発行為の許可基準上許可し得るものであると認められること。農用地利用計画の定める利用目的に供するものですので農振の許可は不要です。ここの農地ですが、現在は農用地区域になっておりますが、施設が建った後は農用地区域から農業用施設用地に軽微変更を行います。

今回の事業計画は、以上の要件を備えていますのでよろしく審議をお願いします。

議長（大太委員）

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。初めてことですので。

15番（森中委員）

農振地域を借りて3つの条件を当てはまれば建物を建てられるという説明がありましたが、少なくとも農振地域を買うということになれば、1年くらいはそういった建物は建てられないということではないけれども、控えて欲しいという話もあったけれどもそういうことは、今はもう全く考えていませんか。

事務局（大許事務局長補佐）

この転用ですけれども、これはあくまでも農業用施設用地を作るという目的ですので他の転用にはなりません。農業の振興のためのものです。

15番（森中委員）

それはいいのですが売買のことについて聞いています。個人のことであれば質問しませんが、売買によって買ったものがすぐ転用というのはどうかと思ひまして。

事務局（大許事務局長補佐）

これは法律でうたっていますので、この利用権設定事業というのは、この前審議していただきました、基本構想の中に利用権設定事業というのがうたっています。その中に農業用施設として利用権を設定する、農業用施設にするということが出来るということがうたっています。一般の転用というのは農地を取得し、少なくとも1年は耕作して、後に転用して下さいということです。

15番（森中委員）

それはよくわかっているのですが、今聞いているのは売買して、即ということなので、それはどうかなということを聞いています。

事務局（大許事務局長補佐）

基本構想の中の利用権設定事業を委員会も審議して通しております。新規就農の方なんかは農作業小屋を作られるとき、非常に難しい状況があります。そうした場合に、基本構想の中でもありましたが、こういった制度を使って、農作業小屋を作るとい

うことは、今後出てくると思います。

議長（大太委員）

今、事務局から説明がありました但他には意見はありませんか。

そうしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして30ページの議案第34号をお願いいたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、別紙、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。31ページ、番号1から、32ページ番号4について事務局から説明してください。

事務局（大許事務局長補佐）

失礼します。この中間管理事業農用地利用配分計画に対する意見照会は、10月にも農用地利用配分計画の審議をしており、2回目になります。番号1から番号4については、鳥取県農業農村担い手育成機構が、農地の中間管理機構を取得した農地を、農地利用配分計画により貸し付けるものです。配分計画の優先する指標としまして、番号1は隣接して営農している担い手で、設定後の経営面積は4,936㎡ということです。番号2は農地集積への寄与効果が高い担い手で、設定後の面積は121aということです。番号3と番号4は農地保有合理化事業で耕作していた農地で更新です。設定後の経営面積は番号3が475aで番号4が965aです。以上です。

議長（大太委員）

番号1から番号4について事務局から説明がありました、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

35ページ、(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号20から番号24の5件を受理しております。

続きまして、36ページ、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号37から番号42の6件を受理しております。

続きまして、38ページ、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について番号25から番号28の4件を受理しています。

続きまして、39ページ、(6)農地転用現況確認書交付について、番号52から番号60の9件を交付しています。

以上で報告を終わりますが、最後の会長の報告ですが会長がご欠席ですので、事務局から報告をお願いします。

事務局（田村事務局長）

（事務局から報告）

議長（大太委員）

本日はこれで審議内容は終わりますが、その他ございますか。

事務連絡はありますでしょうか。

5番（井田委員）

（中国・四国ブロック女性農業委員研修会の報告）

議長（大太委員）

ありがとうございました。今日は親睦会もありますのでその時にまたゆっくりお話をお聞きしてください。

事務局（大許事務局長補佐）

（事務報告）

議長（大太委員）

それでは事務局からの連絡事項が終わったようですので、これを持ちまして、第117回農地部会を終了します。

閉 会 午後3時49分